

株式会社秋村組 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

。

1 計画期間：令和4年12月1日から 令和6年11月30日までの2年間

2 内 容：

目標 計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率を10%以上とすること

女性社員・・・取得率を80%以上とすること

<対策>

令和4年12月～ 男性も育児取得等を取得できることを周知するため、管理職を対象とした制度の周知を実施し、男女とも対象社員を把握した場合は、個別に制度の周知を実施する。